

別表1 林業機械・装備等の整備費用助成要件

1 対象者及び助成率

助成の種類	対象者	助成率	備考
林業機械の購入 またはリース時 の物件費助成	認定事業体（東京都林業 事業体認定要綱（平成10年 12月24日付10労経農林第 1356号）に基づく改善計画 の認定を受けた林業経営 体）	2／3以内	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機械は2のとおり。 ・事業年度の翌年度から起算して3年目を目標年度とした目標値を設定する ・費用対効果分析を行い、比率が1.0以上あること。
		9／10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機械は3のとおり。 ・事業年度の翌年度から起算して3年目を目標年度とした目標値を設定する ・費用対効果分析を行い、比率が1.0以上であること。
林業機械の レンタル料金 助成	<p>以下のいずれかの要件を満たす者。</p> <p>1 認定事業体</p> <p>2 自らが所有又は管理権限を持つ森林において素材生産を行う林業経営者</p> <p>3 当該機械を森林経営計画樹立森林において使用する林業経営者</p> <p>※1 財団が実施する主伐事業に使用するものについては対象としない。</p> <p>※2 「林業経営者」については以下の（1）（2）を満たす者とする。</p> <p>（1）年間90日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること。</p> <p>（2）林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること（任意適用を除く）</p>	1／2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が都内の森林整備で自ら使用する機械のレンタル料について助成する。 ・対象機械は2のとおり。
		4／5以内	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が都内の森林整備で自ら使用する機械のレンタル料について助成する。 ・対象機械は3のとおり。

2 対象機械（先進技術以外）

<ul style="list-style-type: none">・ハーベスタ・フェラーバンチャー・プロセッサ・スキッド・タワーヤーダ・スイングヤーダ・フォワーダ・林内作業車・グラップルソー・グラップルクレーン・グラップルクレーン付トラック・バックハウ・ログローダ・ラジコン式自走搬器・移動式製材機※・移動式チップパー・自走式ウインチ	<ul style="list-style-type: none">・グラップル付きバックハウ・ロングリーチグラップル・ロングリーチハーベスタ・トラック・ユニック付トラック・集材機・無人航空機（指導料・オペレーター費用含む）※・レーザー測量機器（ソフトウェア、指導料・オペレーター費用含む）・その他理事長が必要と認める機械等
--	--

※レンタルのみ

3 対象機械（先進技術）

<ul style="list-style-type: none">・林業先進技術導入事業で検証された林業機械を含む IoT 等の先進技術を搭載した林業機械・林業先進技術導入事業でリストに記載された機械・その他理事長が必要と認める機械等
--

※先進技術とは、

- (1) コンピューター制御され、デジタル技術により計測、通信、画像判読、集計を行う等情報の交換が可能（スマート化）
- (2) 遠隔操作により、無人での作業が可能
- (3) 自ら（機械）及び立木の位置情報を持ち、それにより自動運転、自動走行が可能